



新潟県公報

令和5(2023)年
3月31日(金)
号外
第30号

目次

規則

- 新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正…………… 1
- 森林法施行細則の一部改正…………… 2

規則

新潟県規則第32号

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟県知事 福田 富一

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年新潟県規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1・2 略 （償還期間等の特例）</p> <p>3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後令和6年3月31日までに貸し付けるものに限る。）についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、同項第2号中「12年」とあるのは「15年」と、同項第3号中「15年」とあるのは「18年」と、同項第7号から第10号までの規定中「12年」とあるのは「15年」と、同条第2項中「3年」とあるのは「6年」と、「、第5号、第7号」とあるのは「及び第5号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は5年以内、同項第7号」と、「、5年」とあるのは「8年」とする。</p> <p>4 略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略 （償還期間等の特例）</p> <p>3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であって、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後令和5年3月31日までに貸し付けるものに限る。）についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、同項第2号中「12年」とあるのは「15年」と、同項第3号中「15年」とあるのは「18年」と、同項第7号から第10号までの規定中「12年」とあるのは「15年」と、同条第2項中「3年」とあるのは「6年」と、「、第5号、第7号」とあるのは「及び第5号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は5年以内、同項第7号」と、「、5年」とあるのは「8年」とする。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（林業木材産業課）

栃木県規則第33号

森林法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（昭和50年栃木県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の施行については、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（開発行為に係る森林の位置図及び区域図）</u></p> <p>第2条 省令第4条第1号に規定する位置図及び区域図は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>（開発行為に関する計画書）</u></p> <p>第3条 省令第4条第2号に規定する計画書の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発行為に伴い増加する最大の流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p><u>(7) 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。）</u></p> <p><u>(8)～(10) 略</u></p> <p><u>(11) 開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。）</u></p> <p>(12) 略</p> <p><u>(13) 防災施設の維持管理方法（開発行為の完了後の維持管理方法についても記載すること。）</u></p> <p><u>(14) 略</u></p> <p><u>（開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類）</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の施行については、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号_____）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（開発行為の許可申請書に添付する図面）</u></p> <p>第2条 省令第4条_____に規定する位置図及び区域図は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>（開発行為に関する計画書）</u></p> <p>第3条 省令第4条第1号に規定する計画書の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)・(5) 略</u></p> <p><u>(6) 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠_____</u></p> <p><u>(7)～(9) 略</u></p> <p><u>(10) 開発行為の施行工程_____</u></p> <p><u>(11) 開発行為に要する資金の額及びその調達方法</u></p> <p>(12) 略</p> <p><u>(13) 略</u></p>

第3条の2 省令第4条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、申請者に関する次に掲げる書類とする。

- (1) 資金計画書（前条の計画書に記載する場合には、当該計画書をもって代えることができる。）
- (2) 資金の調達方法に応じた資金の調達について証する書類（預金残高証明書、融資証明書等）
- (3) 法人の財務状況及び経営状況を確認できる資料（貸借対照表、損益計算書等）
- (4) 納税証明書
- (5) 事業経歴書
- (6) 定款（法人の場合に限る。）
- (7) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

（開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類）

第3条の3 告示により省令第4条の申請書に添付することとされる防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類は、開発行為の施行者のうち防災施設の設置に係るものに関する次に掲げる書類とする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類
- (2) 事業経歴書
- (3) 預金残高証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 事業実施体制（職員数、主な役員及び技術者の氏名等）を示す書類
- (6) 開発行為に係る施行実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）
- (7) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

（保安林指定等の申請書に添付する書類）

第11条 省令第48条第1項第1号に規定する位置図及び区域図は、次の各号に掲げる申請書の種類の区分に応じ、原則として当該各号に定めるとおりとする。

- (1)～(3) 略
- 2～4 略

5 省令第48条第2項第5号に規定する事業又は施設の設置に必要な資力及び信用があることを証する書類は、申請者に関する次に掲げる書類とする。

- (1) 資金計画書（第2項又は第3項の計画書に記載する場合には、当該計画書をもって代えることができる。）

（保安林指定等の申請書に添付する図面）

第11条 省令第48条第1項 _____ に規定する図面 _____ は、次の各号に掲げる申請書の種類の区分に応じ、原則として当該各号に定めるとおりとする。

- (1)～(3) 略
- 2～4 略

(2) 資金の調達方法に応じた資金の調達について
証する書類（預金残高証明書、融資証明書等）

(3) 法人の財務状況及び経営状況を確認できる資料（貸借対照表、損益計算書等）

(4) 納税証明書

(5) 事業経歴書

(6) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

6. 告示により省令第48条第1項の申請書に添付することとされる事業等を実施するために必要な能力があることを証する書類は、事業等を実施する者に関する次に掲げる書類とする。

(1) 建設業法別表第1の下欄に掲げる土木工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたことを証する書類

(2) 事業経歴書

(3) 預金残高証明書

(4) 納税証明書

(5) 事業実施体制（職員数、主な役員及び技術者の氏名等）を示す書類

(6) 省令第48条第2項第1号及び第2号の事業又は施設の設置に係る施行実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）

(7) 前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(森林整備課)